

体験版は初回講義の8ページ分のみとなります。
続きをご覧になりたい方は、ぜひご受講ください。

http://www.w-seminar.co.jp/shihou/shinshihou_kaisha.html

I 部・設例 1－1 名義書換未了の場合の譲渡株主の権利行使

【事例設問(1)】

<結論>

P社がBを株主として取り扱い、Bに招集通知を行っていた場合には、299条1項違反はないことになるので、Aの請求は認められない。

<参照条文>

会社法 299 条 1 項, 831 条 1 項 1 号, 130 条

<参考判例>

最判昭和 30 年 10 月 20 日

「商法 206 条 1 項（昭和 25 年法律 167 号による改正前の、本件株主総会決議当時の同条項をいう。）によれば、記名株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ会社には対抗できないが、会社からは右移転のあったことを主張することは妨げない」。

【事例設問(2)】

<結論>

（相対説を前提に）P社がBを株主と認めて権利行使をさせることはできず、Aを株主として取り扱う義務があるので、Aに対する招集通知を欠くことは招集手続に関する法令違反である。したがって、Aの請求は認容されるべきである。

<参照条文>

会社法 107 条 2 項 1 号, 130 条, 127 条, 2 条 17 号

<参考判例>

最判昭和 48 年 6 月 15 日 [相対説]

「商法 204 条 1 項但書は、株式の譲渡につき、定款をもつて取締役会の承認を要する旨定めることを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もつぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。

そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきこととを鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。

ところで、株式を譲渡担保に供することは、商 204 条 1 項にいう株式の譲渡にあたりと解すべきであるから、叙上の場合と同様、株式の譲渡につき定款による制限のある場合に、株式が譲渡担保に供されることにつき取締役会の承認をえていなくとも、当事者間では、有効なものとして、株式の権利移転の効力を生ずるものというべきである。」

Key points

- 1 公開会社において、基準日前に株式が譲渡され、名義書換えが未了の場合、会社の側から株式譲受人を株主と認め、その者に権利行使をさせることができるか。**

<結論>

できる。

<理由>

株主名簿の名義書換えによる対抗は、会社の利益のためのものであるから、会社が、その利益を放棄することは差し支えないからである（肯定説が判例である）。

逆に、会社は、株式譲受人が株主であることを否定し、その者の権利行使を拒むことができるか。

<結論>

できる。

<理由>

会社法 130 条 1 項は、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。」と規定し、同 2 項は、「株券発行会社における前項の規定の適用については、同項中『株式会社その他の第三者』とあるのは、『株式会社』とする。」と規定している。

- 2-① 会社の側から株式譲受人を株主と認め、その者に権利行使をさせることができるか。**

<結論>

できない。

<理由>

譲渡承認手続と名義書換手続は別個の手続であって、会社法2条17号は「譲渡による当該株式について当該株式会社の承認を要する」と規定しており、譲渡制限株式の取得について会社の承認があった場合には名義書換の禁止が解除されと考えられる。そこで、名義書換未了の場合と同様に考えることはできない。また、会社側からの承認については会社法はなんら規定していない。

そして、判例は、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡（競売による買受け）は会社に対する関係では「効力を生じない」ことを理由に、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務がある（最判昭和63年3月15日）としている。

2-② 逆に、会社は、株式譲渡人が株主であることを否定し、その者の権利行使を拒むことができるか。

<結論>

否定できず、拒むことができない。

<理由>

最判昭和63年3月15日は、「取締役会の承認を要するという定款による譲渡制限がある場合、取締役会の承認のない株式譲渡は、会社に対する関係では効力を生じない（最判昭和48年6月15日）」ので「会社は、譲渡人を株主として取り扱う義務がある」反面として「譲渡人は、会社に対して、なお株主の地位を有する」という「法的構成」をとる。

最判昭和48年6月15日〔相対説〕

「商法204条1項但書は、株式の譲渡につき、定款をもつて取締役会の承認を要する旨定めを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もつばら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。

そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきこととを鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。

ところで、株式を譲渡担保に供することは、商204条1項にいう株式の譲渡にあたりと解すべきであるから、叙上の場合と同様、株式の譲渡につき定款による制限のある場合に、株式が譲渡担保に供されることにつき取締役会の承認をえていなくとも、当事者間では、有効なものとして、株式の権利移転の効力を生ずるものというべきである。」

Questions

Q1 会社法で何と呼ぶか。

<結論>

公開会社

<理由>

会社法2条5号は「公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と規定している。

→ 一部の株式だけに譲渡制限の定めがなければどうか。

<結論>

公開会社

<理由>

一部でも譲渡制限がなければ、公開会社である。

Q2 BはP社に対して株主であることを対抗できるか。

<結論>

できない。

<理由>

会社法130条2項。名義書換未了の株式譲受人Bは、会社に対して、権利行使させるよう求めることはできない（確定的効力）。「確定的効力」とは、「株主は名義書換をしない限り会社に対して個別的な権利行使をすることができないこと」をいい、株主が自己の実質的権利を立証しても同じである。

→ 違いが生じるか。

<結論>

違いは生じない。

<理由>

P社が株券発行会社でない場合、名義書換未了の株式譲受人Bは、「P社その他の第三者」（会社その他の第三者）に対して、株主であることを対抗できない（130条1項）。

Q3 P社は、Aが株主であることを否定できるか。

<結論>

できる。

<理由>

株主名簿の確定的効力（名義書換請求がなされない限り、会社は、権利移転の存在を知っていても、依然として名簿上の株主を株主として扱えば足りること）は、集团的法律関係を画一的に処理する会社の便宜のための制度に過ぎないから、会社が、自己の危険において、名義書換が未了であっても、基準日以前から株式を取得していた者を株主と認め、同人の権利行使を認容することは差し支えない（最判昭和30年10月20日）。その場合にはAを株主として扱うことを否定できる。

Q4 Aの提起した決議取消しの訴えはどうか。

<結論>

Aの提起した決議取消しの訴えは、却下となる。

<理由>

Aは、Bに対して、株式を譲渡しているので、もはや「株主ではない」。したがって、Aには、「原告適格（当事者適格）」がない。当事者適格は、訴訟要件の1つである。訴訟要件を欠く訴えは、「不適法」な「申立て」なので、却下される。

Q5 違いを生じるか。

<結論>

AからBへの株式譲渡が「基準日後（たとえば平成19年4月）」に行われた場合、違いが生ずる。

<理由>

基準日（124条1項・2項参照）後に譲り受けた株主については、「基準日株主の権利を害することができない」（124条4項ただし書）とされていることから、通常は、株主と認めることはできない。譲渡株主からの承認を得ることができた場合には、例外的に基準日後取得株主に権利行使させることも認められる。

Q6 Bの権利行使を拒むことができるか。

<結論>

双方の権利行使を拒むことはできない。

<理由>

「権利行使の空白」を肯定するわけではないからである。すなわち、その株式について、権利行使を認めないことになるからである。その株式について、「誰か」の権利行使を認めなければならない。「権利行使の空白」を認めるのは、妥当でない。

Q7 会社にとって都合のいいほうを選択して議決権を行使させることができるか。

<結論>

一律の基準によって選択しなければならない。

<理由>

恣意的な裁量を会社に認めるわけではないからである。「株主平等原則違反」「信義則違反」にあたるような場当たり的に都合のいいほうを選択することは許されない。その結果、多数の株主の存在する会社においては、株式の譲渡が頻繁に行われるため、結局のところ、権利行使は譲渡人に認めざるを得ないことになる。

Q8 会社法では何と呼ぶか。

<結論>

「公開会社」でない会社。

→ どの部分からわかるか。

<結論>

P社は、「発行する全部の株式に譲渡制限の定めのある会社」なので、「非公開会社（閉鎖会社）」である。

→ 会社法のどの規定に基づく定めか。

<結論>

107条1項1号・2項1号。

Q9 P社の側からBを株主として扱うことができるか。

<結論>

できない。

<理由>

譲渡承認手続と名義書換手続は別個の手続として規定されており、2条17号は「譲渡による当該株式について当該株式会社の承認を要する」と規定しているため、譲渡制限株式の取得について会社の承認があった場合には名義

書換の禁止が解除されると考えられるので、名義書換未了の場合と同様に考えることはできない。また、会社側からの承認について、会社法はなんら規定していない。

→ 考えてよいか。

<結論>

「譲渡制限の制度は、会社の利益保護のための制度であるから、会社の側から名義書換未了の株主を株主として扱うことは差し支えない」と考えることは、妥当でない。

<理由>

たしかに、株主名簿の名義書換未了の株主を会社側から株主と認めその者の権利行使を容認することを可能とする判例と平仄が合っていないように見える。しかし、事案が異なるので、辻褄は合う。すなわち、この事件会社（承認の決定機関である取締役会）と株式取得者（競売による買受人）とは敵対関係にあり、取締役会は、「株式取得者の権利行使を容認する意思はない」ことはもちろん、「株式取得者の影響下にある譲渡人の権利行使をも拒み」、「権利行使者不在の状況を現出しようと試みた」のであり、「会社が名義書換未了株主の権利行使を認容しようとするケース」とは「事案が異なる」からである。

Q10 P社はAが株主であることを否定できるか。

<結論>

できない。

<理由>

この点、「名義書換未了の株式譲受人の地位」とパラレルに考える見解がある。これによると、「会社の側」から「会社の危険の下」で「名義書換未了の株式譲受人」の「権利行使」を認めることはできる（最判昭和30年10月20日）。この場合、株式譲渡人の権利行使は認められない。たしかに、「株主名簿の名義書換」は「株式譲渡の対抗要件に過ぎない」（会社法130条）から、「理論的」には『会社の側から』名義書換未了の株式譲受人を株主として取扱うことは可能である。しかし、「譲渡制限株式の譲渡の場合」、譲渡による取得を承認しない以上、会社は、譲受人を株主として扱うことはできない。そのため、譲渡人を株主として扱わないときは、「権利行使の空白」を生ずる。この「権利行使の空白」という点で、「譲渡制限株式の譲渡の場合」、「名義書換未了の場合」と、状況が異なる。このため、「譲渡制限株式の譲渡の場合」は、会社は、「譲渡人を画一的に株主と取扱うべき要請」が強くなる。

→ 判例はどのような法的構成をとるか。

<結論>

相対説を採る。

<理由>

「取締役会の承認を要するという定款による譲渡制限がある場合、取締役会の承認のない株式譲渡は、会社に対する関係では効力を生じない（最判昭和48年6月15日）」ので「会社は、譲渡人を株主として取り扱う義務がある」反面として「譲渡人は、会社に対して、なお株主の地位を有する」という「法的構成」をとる。

Q11 何らかの理論構成はあり得るか。

<結論>

名義書換未了とパラレルに考える。

<理由>

会社法は、「譲渡承認手続（会社法136条以下）」「名義書換手続（会社法133条）」とを別個の手続として規定する。したがって、「譲渡制限株式の譲渡の場合」、「名義書換未了株主の地位に関する議論」が「そのまま」当てはまることはない。「効力発生要件の問題（会社との関係で無効）」と「対抗要件の問題（会社との関係でも有効であるが対抗できない）」という違いがある。そのため、この理論構成を採ることは難しいと考えられている。

それでもこの理論構成を採るというのは、好ましくない背後者（譲受人）による権利行使という実質的な不都合を強調し、会社の保護という趣旨を重視してその利益の放棄と構成するということになろうか。

I 部・設例 1－2 名義書換未了の場合の譲渡株主の権利行使

【事例設問】

<結論>

本件合意は無効であり P 社の請求は認められない。

<参考条文>

P 社の請求は認められるか。閉鎖的な会社の従業員持株制度において、従業員が退職時に取得金額と同一の金額で株式を会社に譲渡する旨の合意は有効かが問題となる。

156 条・160 条違反（309 条 2 項 2 号）。本件合意は 156 条等に違反するものであり、無効である。

本件合意は 127 条にも違反する。

<参考判例>

最判平成 7 年 4 月 25 日 従業員持株制度と退職従業員の株式譲渡義務

「上告代理人の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足りる。右事実関係によると、

（１）被上告会社は、その定款によって株式の譲渡制限を規定している株式会社であるところ、昭和 43 年ころ、従業員に被上告会社の株式を取得させることにより、従業員の財産形成とともに、会社との一体感を強めてその発展に寄与させることを目的として、いわゆる従業員持株制度を導入した、（２）上告人らは、いずれも被上告会社の従業員であったが、昭和 43 年ころから昭和 54 年 7 月 3 日にかけて、右制度の趣旨、内容を了解した上で被上告会社の株式を額面額で取得し、その際、被上告会社との間で、退職に際しては、同制度に基づいて取得した株式を額面額で取締役会の指定する者に譲渡する旨の合意（以下『本件合意』という。）をした、（３）昭和 61 年 5 月 3 日、被上告会社の全従業員約 40 名中営業担当の 23 名の従業員のうち、上告人らを含む 12 名が退職したが、被上告会社は、右の一斉退職等に伴う混乱等のため、取締役会において、上告人らの有する株式の譲受人を直ちには指定せず、昭和 63 年 7 月 11 日に譲受人として H を指定し、同人は、買受けの意思を明らかにした上、同月 20 日から 22 日にかけてその代金額を供託した、（４）被上告会社は、昭和 43 年度以降、当初はおおむね 15 ないし 30 パーセント、昭和 56 年度から昭和 60 年度は 8 パーセントの割合による株式配当を行っていた（昭和 61 年度は株式配当をしていないが、これは右の一斉退職等に伴って営業上壊滅的な打撃を受けたためである。）、というのである。

右事実関係及び原審の説示するところに照らせば、本件合意は、商法 204 条 1 項に違反するものではなく、公序良俗にも反しないから有効であり、被上告会社の取締役会が、本件合意に基づく譲受人として H を指定し、同人が買受けの意思を明らかにしたことにより、上告人らは被上告会社の株式を喪失したとして、株券の発行を求める上告人らの請求を棄却すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができる。」

Key points

閉鎖的な会社の従業員持株制度において、従業員が退職時に取得価額と同一の金額で株式を会社に譲渡する旨の合意がなされた場合、その合意は有効か。

<結論>

有効である。

<理由>

「本件合意」は、「会社法 127 条」に違反しないし、「公序良俗」にも違反しないと考えられるからである（最判平成 7 年 4 月 25 日）。

Questions

Q 1 B はどのようにして争うことが考えられるか。

<結論>

- ①株式譲渡自由の原則（127 条）違反の主張
- ②に民法 90 条に基づく公序良俗違反の主張
- ③自己株式取得規制に関する違反（156 条）の主張

Q 2 株券の引渡しを拒めるか（156 条 1 項違反）。

<結論>

拒めるとする見解もある。

→ 合意は有効か。

<結論>

原則として無効である。

<理由>

自己株式取得規制（156 条）に違反しているからである。

もつとも、自己株式取得規制は、会社のための規制であるから、会社のみが主張できるとの考え方がある（少数説）。この考え方によると、会社は無効の主張をすることはないことからすると、結局のところ、裁判所が規制違反を肯定することになってしまう。

そのため、多数説は、相手方からの主張も認める方向に傾いているものとされている。

→ **違法な自己株式取得の無効を、譲渡人たるBの側から主張することはできるか。**

<結論>

近時の多数説によれば、できる。

<理由>

上記の通り、自己株式取得規制は、会社のための規制であるから、会社のみが主張できるとの考え方がある（少数説）。この考え方によると、会社は無効の主張をすることはないことからすると、結局のところ、裁判所が規制違反を肯定することになってしまう。

そのため、多数説は、相手方からの主張も認める方向に傾いているものとされている。

よって、この多数説に立てば、違法な自己株式取得の無効を、譲渡人たるBの側から主張することはできる。

Q3 株券の引渡しを拒めるか（127条1項違反）。

<結論>

拒めない。

<理由>

従業員が自由な意思で制度趣旨を了解して株主になった以上、当該条項は有効である（最判平成7年4月25日）。

→ **従来の裁判例**

<結論>

この問題についての従来の裁判例は、最判平成7年4月25日である。同判決は、「本件合意は、会社法127条に違反しないし、公序良俗にも違反しないので、有効である。」とした。

→ **無効説はどのような理由を挙げるか。**

<結論>

将来における譲渡の対価があらかじめ固定されていることから、キャピタルゲインの取得が完全に否定されているという点に問題があり、127条違反となる。

I 部・設例 1－3 失念株

【事例設問】

<結論>

Bは、Aに対して、①剰余金の配当金についての不当利得の返還請求ができる。これに対して、新株自体の引渡しについては請求できない。

Key points

基準時前に株式が譲渡されたが、譲受人が名義書換えを失念したため、剰余金の配当および株主割り当てによる新株発行が譲渡人に対してなされた場合、譲受人は譲渡人に対して、何をどのような根拠で請求できるか。

<結論>

剰余金の配当金についての不当利得の返還請求ができる。本問の場合、新株引受権の価値（新株発行時の価額8万円－引受価額5万円＝3万円）を請求できる。

<理由>

基準時前に譲渡がされているので、剰余金の配当を前提とした価格で譲渡がなされているものと認められるから、不当利得（民法 § 703, 704）を根拠として、返還請求できるからである。

Questions

Q 1 BはAに対し配当金の返還を請求できるか。

<結論>

できる。

<理由>

上記の通り、基準時前に譲渡がされているので、剰余金の配当を前提とした価格で譲渡がなされているものと認められるから、不当利得（民法 § 703, 704）を根拠として、返還請求できるからである。

Q 2 判例によれば、Bの請求は認められるか。

<結論>

認められない。

<理由>

判例（最判昭 35.9.15）は、「新株引受権はいわゆる株主の固有権に属するものではなく、前示商法の規定に基づき株主総会の決議によつて発生する具体的権利に外ならずかかる具体的権利をどのような方法で株主に与えるやは前示商法の規定がある以上株主総会の任意に決定できるところであるから、その権利の帰属者を前示のように一定日時において株主名簿に登録されている株主と限定することは毫も差支なく会社の処置として固より適法であり、かかる適法な処置があつた以上は上告人ら先代と被上告人らとの間に本件株式について前示のような譲渡行為があつて、被上告人らから上告人先代に対しいわゆる株主権が移転されたからといつて、前示新株引受権もこれに随伴して移転したものと解すべきではない。」としている。

Q 3 Bの請求を認めるべきであるとする、Bは何をどのような根拠で請求できるか。

<結論>

不当利得（民法 § 703 又は 704）を根拠に、新株を得た利益を返還請求することが可能である。

→ 善意の受益者（民法 § 703）とみてよいか。

<結論>

「不当利得」を「根拠」とする場合、Aは、「善意の受益者（民法 § 703）」とみてよい。

<理由>

「譲受人自身の名義書換え失念に起因」するの、「譲渡人」を「悪意の受益者」として「利息の返還」までさせる（民法 § 704）のは「酷」である。

→ 「株式を引き受ける権利」の経済的価値であると解する説が多いが、それはどのような理由によるか。

<理由>

発行株式それ自体は譲渡人自身の払込みによって得られたもので不当利得とはいえないから、むしろ、募集株式の発行がなされた時点の株式の時価と1株の払込金額との差額を不当利得と解するためである。

Q4 Bは、何をどのような根拠で請求できるか。

<結論>

株式を引き受ける権利の経済的価値としての金銭の支払いを請求できる。

<理由：参考判例>

最判平成19年3月8日

<要旨>

受益者は、「法律上の原因なくして利得した代替性のある物を第三者に売却した場合」には、損失者に対して、原則として、売却代金相当額の「金員」の「不当利得返還義務」を負うと解するのが相当である。

<理由>

受益者が「法律上の原因なくして利得した代替性のある物を第三者に売却した場合」、「その返還すべき利益を事実審口頭弁論終結時」における同種・同等・同量の物の価格相当額であると解すると、その物の価格が売却後に下落したり、無価値になったときには、受益者は取得した売却代金の全部又は一部の返還を免れることになるが、これは公平の見地に照らして相当ではない。また、逆に同種・同等・同量の物の価格が売却後に高騰したときには、受益者は現に利益を超える返還義務を負担することになるが、これも公平の見地に照らして相当ではない。